

保政第1072-3号
令和5年11月17日

各保健所長 様

医療政策幹

「埼玉県指定 診療・検査医療機関」（国名称：外来対応医療機関）
の指定申請等に関する案内について（協力依頼）

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、新型コロナウイルス感染症などの診療・検査に対応できる医療機関を「埼玉県指定 診療・検査医療機関」（国名称：外来対応医療機関）として指定し、公表しております。

国では、新型コロナウイルス感染症の冬の感染拡大に対応しつつ、通常医療との両立を更に強化することで通常の医療提供体制への段階的な移行を進めるため、来年3月までを移行期間とし、内科等（内科、呼吸器内科、耳鼻咽喉科及び小児科）の施設数を目安に、引き続き外来対応医療機関の維持・拡充に向けて取り組むとしています。

県でも、引き続き、幅広い医療機関で対応できる体制を目指し、新型コロナ対応を始める際に必要となる初度設備や設備整備等に関する財政支援制度（補助金）などにより診療・検査医療機関の拡充に取り組んでまいります。

つきましては、内容を御了知いただき、下記内容について、貴所管内の医療機関の皆様に御周知くださいますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症については、強い倦怠感、味覚・嗅覚障害など様々な後遺症が報告されております。県では、こうした後遺症に苦しむ方が速やかに必要な医療を受けられるよう、後遺症外来を実施している医療機関の募集・公表も行っております。こちらにつきましても、併せて御周知くださいますようお願いいたします。

なお、本内容につきましては、県医師会及び県保険医協会宛て依頼しておりますことを申し添えます。

記

1 診療・検査医療機関の指定申請について

- ・受入患者を限定しない「埼玉県指定 診療・検査医療機関」として指定され、県のホームページで公表されると診療報酬上の措置を受けることが出来ます。
- ・指定の方法等については、別添「埼玉県指定 診療・検査医療機関の指定申請のお願い」を御覧ください。

2 県による財政支援制度（補助金）について

- ・県では、新型コロナ対応を始める際に必要となる初度設備等の整備に活用できる補助金（「外来対応医療機関確保事業」及び「外来対応医療機関設備整備事業」）の交付申請を受け付けています。
- ・補助対象設備及び上限額や申請方法等については別添「補助金について」を御覧ください。

(1) 補助対象となる主な設備

パルスオキシメーター、非接触サーモグラフィーカメラ（検温・消毒機能付き等）、HEPA フィルター付き空気清浄機*など

*令和2～4年度、令和5年4月1日～9月30日に外来対応医療機関設備整備事業（旧帰国者・接触者外来設備整備事業）による補助を受けた場合は対象外

(2) 申請期限

令和5年12月8日（金曜日）

（個人防護具についてのみ令和6年1月申請受付開始予定）

※期限間近になると申請が集中するため、交付決定に1か月以上かかる場合がございます。

(3) お問い合わせ先

感染症対策課 分室 048-830-7530

3 後遺症外来について

- ・県公表のリストへの掲載等の要件を満たす場合、診療報酬上の措置（特定疾患療養管理料（147点））を受けることができます。
- ・登録の申請の案内等については、別添「新型コロナ後遺症外来の御登録のお願い」をご覧ください。

< 1、3 について >

担当 医療政策幹グループ

電話 048-830-7961

Mail a7500-01@pref.saitama.lg.jp

< 2 について >

担当 感染症対策課 補助金担当

電話 048-830-7530

Mail a3510-30@pref.saitama.lg.jp